

(5) 雇用環境等の整備

【課題】

- ・ 個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和の実現が求められている。
- ・ 先進国においては女性労働力率と合計特殊出生率は相関関係にあり、女性の社会参加の促進が図られるよう、育児休業制度の普及など、雇用環境の整備が求められている。
- ・ 「仕事を優先する」と考えている人は少ないものの、現実には5割以上の方が「仕事優先」となっており、理想と現実の間に大きなかい離が見られる。
- ・ 本道は、中小企業が多いこともあり、企業の家庭や子育てを支援する制度の整備は不十分である。
【育児休業制度を規定している企業の割合：53.4%、両立支援の取組を実施している企業の割合：24.9%（道「平成20年度労働福祉実態調査」）】
- ・ 若年者の失業率が高い。
【15～24歳の完全失業率（平成20年平均）：〈道〉8.0%、〈国〉7.2%（総務省「労働力調査」）】

【施策の目標と主な取組】

17 家庭との均衡のとれた働き方の普及

- ワーク・ライフ・バランスに関する気運の醸成
 - ★ 「ほっかいどう子育て応援共同宣言」（H21.11.11宣言）に基づく取組の推進
 - ★ 国や関係機関と連携した企業、労働者双方に対する意識啓発や、子育て支援や仕事と家庭の両立に関する講座を開催し、企業と行政が一体となった働き方の見直しなどを促進
- 企業等における取組の促進
 - ★ 仕事と家庭の両立などに積極的に取り組む企業への「北海道両立支援推進企業表彰」等の実施
 - ★ 仕事と家庭の両立支援を積極的に推進している企業を登録する「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
 - ★ 国の認定マーク（くるみん）及び道独自の「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」の登録認定マークの普及促進
 - ★ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定企業等の増進を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを支援
- 両立のための環境整備
 - ★ 仕事と家庭の両立支援に関する法令や制度の普及啓発を行うとともに、育児や家族の介護に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの活動を促進
 - ★ 多様なニーズに対応した保育サービスの充実及び放課後児童クラブの設置等を促進
 - ★ 事業所内保育所や病院内保育所等の設置促進等
 - ★ 中小企業従業員（育児・介護休業者含む）等に対する生活資金を民間金融機関を通じて低金利で融資

- 女性の雇用機会の確保、雇用環境の整備等の普及
 - ★「男女雇用機会均等法」等及び労働者の均衡処遇に向けた関係法等の普及啓発等を実施
- 農山漁村における女性の活動参加の促進及び環境の整備
 - ★女性の積極的な社会参加やビジネス力の向上を図るとともに、仕事と子育ての両立に向けた環境整備を促進

18 仕事と家庭との両立に向けた育児休業制度等の普及促進

- 育児休業制度など子育て支援制度の普及啓発
 - ★リーフレットや事例集の作成などにより、育児休業制度等の普及、短時間勤務制度等の多様な勤務形態の導入を促進
 - ★就業規則、育児・介護休業制度等、労働者の両立支援に関連する制度の整備・改正に対する指導及び助言を行うため、労務管理の専門家である社会保険労務士をアドバイザーとして、企業に派遣
- 一般事業主行動計画の策定促進
 - ★国や関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を促進
- 積極的企業に対する優遇制度の推進
 - ★仕事と家庭の両立支援の取組を積極的に推進している企業に対する入札参加資格審査における加点等
 - ★「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」登録企業に対する低利融資

19 若年者の就業支援体制の整備

- 総合的な就職支援の実施
 - ★道が国の施策を活用して設置した「北海道若年者就職支援センター（通称「ジョブカフェ北海道」）において、職業相談や各種セミナーなど民間ノウハウを活用した総合的な就職支援サービスを提供
 - ★資格取得に係る経費の一部を助成し、若年者の就職を促進
- 新規学卒者の就職促進
 - ★北海道労働局との連携の下、経済界等に対し、正規職員としての採用枠の拡大等の求人要請を実施
 - ★ハローワーク等と連携した合同面接会の実施
- 若年無業者の社会的自立に向けた支援
 - ★「北海道若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、若年無業者の社会的自立を支援する「北海道若者サポートステーション」を中心とした関係支援機関とのネットワークを構築
- 若年者の職場定着の促進
 - ★若年者の早期離職を防止するために「定着支援セミナー」等を実施

- 職業能力開発の推進
 - ★「デュアルシステム推進事業」により、高卒未就業者等の若年者に対し、実践的な職業能力開発を行い、安定就労への円滑な移行を推進
- ものづくり人材の育成
 - ★工業高校生に対する技術指導や、将来のものづくりの担い手となる小中学生を対象とした体験会の開催等
- インターンシップ等による若年者の就業促進
 - ★望ましい勤労観・職業観を育成するため、高校生インターンシップ推進事業や高等技術専門学院におけるインターンシップ推進事業等を実施
- 農業など北海道の特徴を活かした就業支援
 - ★次代の本道農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
- 漁業を担う新規就業者の育成確保の促進
 - ★北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進

